

## セントルシアの入国規制措置（9月5日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 健康診断書をダウンロードして印刷し、セントルシア到着前に記入する。
- 2 ワクチン完全接種者、未接種者共に、その他の新型コロナウイルス関連の渡航前要件は削除。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア観光局

<https://www.stlucia.org/en/covid-19/>

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：[https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。